

川口市監査告示第 7 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査を
執行したので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年 3月26日

川口市監査委員	小	川	春	海
同	星	野	隆	男
同	杉	本	佳	代
同	江	袋	正	敬

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

公の施設の指定管理者 社会福祉法人 みぬま福社会

ア 施設 しらゆりの家

イ 所管課 障害福祉課

(2) 選定理由

公の施設の指定管理者が行った当該施設の管理運営が協定書及び関係法令等に従って適正かつ効率的に行われるため、違法、不正な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、本法人の事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 会計経理事務	ア 管理経費の収支状況は適正になされているか イ 他の事業との会計区分は明確になっているか
(2) 事業の執行状況	ア 協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか

4 監査の対象期間

平成30年4月1日～令和元年12月31日

5 監査の実施期間

令和2年2月1日～令和2年2月28日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

(1) 主な監査項目

ア 所管課

(ア) 指定管理者の指定等事務

イ 指定管理者

(イ) 会計経理事務

(イ) 事業の執行状況

第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 事業計画書及び事業報告書について

指定管理者において、年度開始前に事業計画書を提出しておらず、また、年度終了後に提出された事業報告書においても内容が不十分であることから、川口市障害者短期入所施設の管理に関する協定書に基づき適正に執行されたい。

また所管課においても、適正な事務処理が行われるよう指定管理者に対する指導、監督を行われたい。